

## 医療費を心配せず、安心して病院にかかれる…

# それは「保険給付」があるからです!

病院で治療を受けたら医療費負担が3割は当たり前!  
そのあたり前は、健保組合の「保険給付」があるからです。

### 健保組合の最も重要な業務「保険給付」

みなさんは、病院にかかるときに保険証を提示<sup>\*1</sup>して、医療費の3割<sup>\*2</sup>を自己負担分として窓口で支払っています。みなさんが支払った自己負担分以外の医療費はみなさんが加入する健保組合が納めていただいた保険料から「保険給付」として支払っています。

保険給付は、健保組合の最も重要な業務で、病気やけがをしたときの医療費の支払い、入院などの自己負担が高額になるときの給付のほか、出産・死亡したときなどに給付金の支給なども行っています。

- ※1 保険証の提示は、健康保険が使える病院が保険適用するためです。健康保険が使えない病院にかかった場合は、医療費の全額を自分で負担しなければなりません。
- ※2 自己負担割合は、小学校就学前児童や70歳以上の高齢者など年齢によって異なります。



### 保険給付（法定給付）は法律で定められた給付

保険給付には、「法定給付」と「付加給付」の2種類がありますが、そのうち「法定給付」は健康保険法で定められた給付です。そのため、どこの健保組合、協会けんぽでも同じ給付が受けられます。

#### ■おもな法定給付の種類

##### 通常病院にかかったときには療養の給付

健保組合の加入者（本人・家族）が、保険証を持って病院にかかったときに、窓口で支払う自己負担分以外の7～8割を健保組合が支払います。

##### 医療費が高額になったときは高額療養費

入院などで1カ月1件の医療費の自己負担が高額になってしまったときは、一定額（自己負担限度額）を超えた部分は健保組合が支給します。

##### 病気やけがで働けないときは傷病手当金

被保険者が病気やけがの治療のため働けず給料等が支給されないときは、復職までの生活保障として健保組合が傷病手当金を給付します。



##### 出産したときは出産育児一時金・出産手当金

###### ●出産育児一時金

被保険者や被扶養者が出産したときは、出産費用の補助として1児につき42万円（産科医療補償制度加入医療機関で出産した場合）を「出産育児一時金」として支給します。

###### ●出産手当金

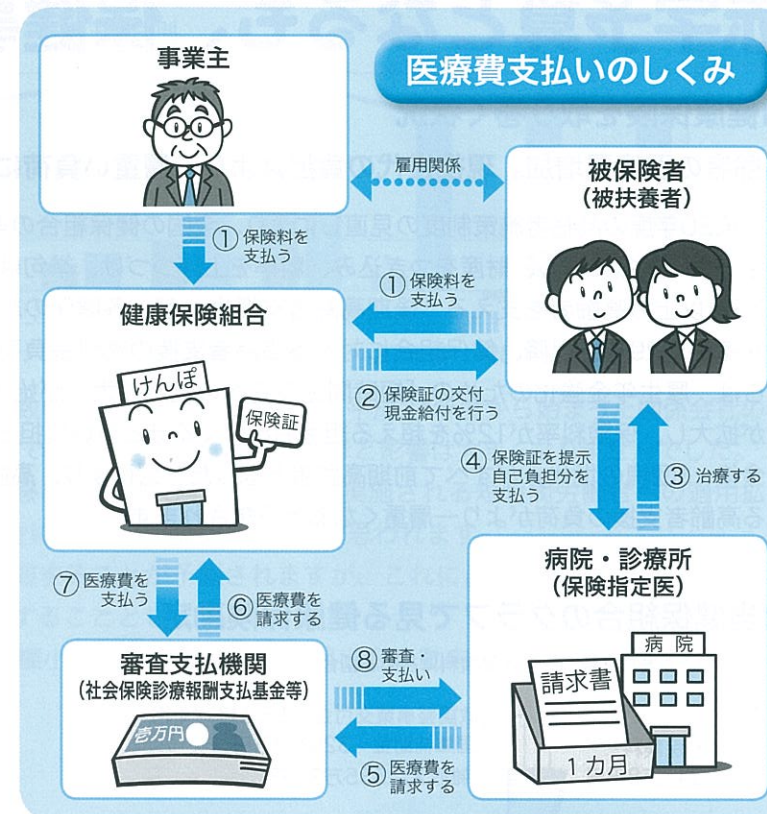
また、被保険者が出産のために仕事を休み給料等が支給されないときは「出産手当金」を給付します。

■付加給付 法定給付に上乗せされる給付で、各健保組合が独自に設定しています。詳しくは健保組合にお尋ねください。

### 医療費の支払いのしくみを知っておこう

受診の際、保険証が提示されると、病院では、窓口で自己負担分を請求、健保組合が負担する分の医療費は1カ月ごとにまとめて請求します。

しかし、全国には数多くの病院と、健保組合など保険者があり、それらが個々に請求・支払いをすることは大変です。そこで、請求や支払いは、審査支払機関（社会保険診療報酬支払基金）がまとめて行っています。その流れは右図のとおりです。



#### ■請求内容は「レセプト」でチェック

病院からの医療費の請求は、診療内容の明細なども確認できる「レセプト（診療報酬明細書）」で行います。支払いの際には、健保組合や審査支払機関がその内容に誤りがないかを確認しています。

国や地方公共団体が行う公費負担<sup>\*3</sup>などを受けている場合は、保険給付と重複して受給することができません。公費負担の制度が多岐にわたるため、公費負担を受けた場合は、必ず健保組合へご連絡ください。

※3 病気の種類や患者の条件によって、国や地方公共団体が医療費の全額あるいは一部を公費で負担する「公費負担医療制度」。助成内容等、詳細についてはお住まいの都道府県・市区町村にお問い合わせください。

### 健康保険が使えない場合や、給付が制限される場合があります

■治療の必要性が認められない、病気と認められない場合は健康保険が使えません。

●予防接種・予防内服 	●健康診断・生活習慣病検査・人間ドック 	●正常な妊娠・出産 	●仕事や日常生活にさしさわりのないソバカスやアザ、ニキビ、ホクロ、わきがなど ●美容目的の整形手術	●経済的理由による人工妊娠中絶 
----------------	-------------------------	---------------	--	---------------------

\*その他、故意に事故をおこすなど、不正と判断されるような場合にも給付が制限されることがあります。

■勤務中や通勤途中の病気やけがは労災保険の扱いになります。健康保険と重複して給付を受けることはできません。

こんな場合は  
労災に認定  
されます

- 施設内で勤務中（トイレ・飲水に行く途中、休憩中も含む）のけが
- 営業先で勤務中にけが
- 通勤途上、転倒してけが
- 粉塵の多い場所で勤務したことでアレルギー症状が悪化 など

健保組合は、みなさんが治療や入院の費用を心配することなく、安心して医療を受けられるために、保険事業に日々取り組んでいます。